

KITAGIN NEWS RELEASE 2006

平成18年 5月22日

報 道 機 関 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
株式会社 北 日 本 銀 行
経 営 企 画 部

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

北日本銀行（頭取：佐藤安紀）では、本日開催の取締役会で、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成18年6月23日開催予定の第102期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

これまで、当行はお客様本位、かつ株主本位の経営を掲げ、業績の向上、財務の健全性、そして経営情報の積極的な開示に努めてまいりました。

平成17年4月にスタートした中期経営計画では、お客様に対する付加価値の提供を通して、株主の皆様のご期待に応える業績を確保すべく、『行員が自分の足でお客様の所を歩いて情報を得て、具体的な提案に結びつける「行動力」と、与えられたことではなく自ら何かを感じて行動する「意識」の改革によって足腰を強くすることが先決』として、特に、今回割当を行う予定の部長、支店長クラスの行員にはそれぞれ経営感覚を備え、部下に率先垂範した戦略的な行動の実践を命じ、諸施策を展開してまいりました。

今般、ストックオプションを付与することを機に、役員をはじめ部長、支店長クラスの行員が、鋭意「意識と行動の改革」を進め、他行に勝るお客様本位で行動力のある銀行を目指してまいります。

以 上

【本件についてのご照会】

北日本銀行 経営企画部 柴田
019(653)1111(代表)



平成18年 5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 北 日 本 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 佐 藤 安 紀
(コード番号 8551 東証第一部)
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 柴 田 克 洋
(TEL. 019-653-1111)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当行は、平成18年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行することの承認を求める決議を平成18年6月23日開催予定の当行第102期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ストックオプションとしての新株予約権による報酬等として年額500万円以内の報酬枠の設定についても併せて付議することを決議しております。

これまで当行は、お客様本位、かつ、株主本位の経営を掲げ、業績の向上と財務の健全性、そして経営情報の積極的な開示に努めてまいりました。

平成17年4月にスタートした中期経営計画では、お客様に対する付加価値の提供を通じて、株主の皆様への期待に応える業績を確保すべく、『行員が自分の足でお客様の所を歩いて情報を得て、具体的な提案に結びつける「行動力」と、与えられたことではなく自ら何かを感じて行動を起こす「意識」の改革によって足腰を強くすることが先決』として、特に、今回割当を行う予定の部長、支店長クラスの行員にはそれぞれ経営者としての感覚を備え、部下に率先垂範した戦略的な行動の実践を命じ、諸施策を展開してまいりました。

今般、ストックオプションを付与する目的は、株主の皆様への期待に応える業績を確保するため、役員をはじめ部長、支店長クラスが、鋭意「意識と行動の改革」を進め、他行に勝るお客様本位で行動力のある銀行となるために行うものです。

記

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、当行の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。なお、詳細については頭書きをご参照ください。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限

250 個

3. 新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）

4. 新株予約権発行の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当初 100 株とする。

当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割または併合の割合}$$

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。

当行が株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、当行は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割または併合の比率}}$$

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの期間で、当行取締役会において決定する期間とする。

- (4) 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が、当行または当行関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

前項の規定にかかわらず、本新株予約権者は、東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の終値が、当該時点において有効な行使価額を 50% 以上下回る期間が 6 か月継続した場合は、その後、本新株予約権を行使することができない。

(5) 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

行使に際して払込みまたは給付をした財産の額(資本金等増加限度額)として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)その余を資本準備金として計上する。

(7) 本新株予約権の取得

当行が消滅会社となる合併契約または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当行株主総会または取締役会で承認された場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が第(4)項に定める条件に該当しなくなった場合、当行は、当行取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 本新株予約権証券の不発行

当行は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 合併等における新株予約権の交付

当行は、当行株主総会および取締役会決議において定めるところに従い、当行を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以上